

**2024.09.26 ヒアリング会場配布文書 1**

**総務省関係**

総務省関連

総務省への質問事項（共通番号いらないネット作成）

## 総務省への質問事項

### [1] 携帯電話取得等の際の本人確認について

2024年6月18日、犯罪対策閣僚会議の「国民を詐欺から守るための総合対策」が、携帯電話取得等や預貯金口座開設の際の本人確認を、非対面(オンライン)ではマイナカードの公的個人認証に原則一本化し、対面(窓口)でもマイナカード等のICチップの情報の読み取りを義務付ける方針を明らかにした。

詐欺対策は必要だが、マイナンバーカードが携帯電話の取得や口座開設に必須となれば、所持しない市民の社会生活が困難になり、マイナンバーカードによらない確認方法を残す必要がある。総務省有識者検討会(ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会)の6月20日の「不適正利用対策に関するWG中間とりまとめ(案)」でも、見直しの方向性として「例外的な確認方法としての非電子的な確認方法の存置」とされている。

- (1) 今後の見直しの検討予定を明らかにされたい。
- (2) 「非電子的な確認方法の存置」が必要と考える理由を説明されたい。
- (3) 対面におけるマイナンバーカードによらない本人確認方法として、松本総務大臣や河野デジタル大臣は6月25日の記者会見で、例として運転免許証や在留カードのICチップの読み取りをあげているが、それでは運転免許証や在留カードを持っていない人はマイナンバーカードしか選択肢がない。「非電子的な確認方法」として検討している方法を示されたい。
- (4) 有識者検討会においては「非電子的な確認方法」の利用について、あくまで例外的な確認方法としてやむを得ない場合に限り補充的に利用する意見が出されているが、マイナンバーカードの所持を任意とする番号法を踏まえ利用を制限すべきではないと考える。見解を示されたい。
- (5) 公的個人認証の電子証明書の格納媒体がマイナンバーカードに限定されている現状では、非対面における本人確認方法を公的個人認証に一本化することは、マイナンバーカードの所持を任意とする番号法に反しないか。「原則」の例外としてどのような方法を検討しているか。電子証明書の格納媒体をマイナンバーカード以外に広げることや、民間の電子証明書の利用、「依拠」による方法などを検討すべきではないか。
- (6) 現行の「携帯電話不正利用防止法」では健康保険証も本人確認書類として認められているが、「資格確認書」も健康保険証と同様に扱う予定か。

### [2] マイナンバーカードの偽造、誤交付、成り済まし不正取得等の状況

偽造マイナンバーカードによる携帯電話の不正取得が詐欺対策の必要性として報じられているため、以下を説明されたい。

- (1) 昨年度、総務省が把握している偽造の件数と内容
- (2) マイナンバーカードの誤交付について、昨年9月28日のヒアリングでは令和5年度に4団体4件を確認していると説明されたが、今年3月29日に総務省はマイナポイントの誤紐付け事案のなかで、マイナンバーカード交付誤りによるものを3件と公表して

いる。過去の各年度の誤交付件数を示されたい。

- (3) マイナンバーカードの不正取得事案として、一昨年は埼玉県ふじみ野市、昨年は新潟県新潟市や上越市、今年は大阪府などで逮捕が報じられているが、2016年の交付開始以降の総務省の把握している成りすまし不正取得の件数とその事例の概要。
- (4) 河野デジタル大臣は6月8日に、令和5年度に特殊詐欺に利用された携帯電話の契約時の本人確認書類が把握されている619回線のうち、マイナンバーカードが本人確認書類として使われたのが23回線で、そのうち偽造カードが使われたのは1回戦とSNSに書いている。総務省が把握されているデータを示されたい。

### [3] 電子的確認のためのマイナンバーカードのICチップ読み取りについて

8月20日リリースされたアプリは、利用規約によれば事業者を対象とし、ICチップ内に書き込まれた基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）及び顔画像を読み取ることにより、マイナンバーカードの真贋判定を行うためにのみ利用することができることとされている。

- (1) マイナンバーカードの真贋判定のためなら性別は不要だと考えるが、なぜ2024年6月2日成立の改正番号法によりカード券面から性別を削除したにもかかわらず性別の読み取りを行うのか。
- (2) 利用は事業者を対象としているが、本人確認が法的に求められている事業者以外のダウンロードや利用はどのように制限されるか。
- (3) 現在J-LISで配布している「個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア」も性別の読み取りが可能となっている。法令等で性別の確認が必要な行政機関や事業者だけが性別を読み取り可能に改修すべきではないか。

### [4] 電子証明書の交付状況

- (1) マイナンバーカードの保有枚数は8月31日時点で、約9347万枚普及率約74.8%と発表されているが、そのうち有効な電子証明書の保有枚数を示されたい。
- (2) マイナンバーカード交付開始以降の、電子証明書交付枚数の経過のわかる資料があれば示されたい。

総務省関連

総務省からの文書回答（デジタル庁回答分）

## デジタル庁ご回答

ご質問 [3] (1). マイナンバーカードの真贋判定のためなら性別は不要だと考えるが、なぜ2024年6月2日成立の改正番号法によりカード券面から性別を削除したにもかかわらず性別の読み取りを行うのか。

(ご回答)

- 真贋判定については現在の券面情報を表示させただけで、真贋の判定を行う必要があると考えております。

## デジタル庁ご回答

ご質問 [3] (2). 利用は事業者を対象としているが、本人確認が法的に求められている事業者以外のダウンロードや利用はどのように制限されるか。

(ご回答)

- ダウンロード自体は制限されておられません。

## デジタル庁ご回答

ご質問 [3] (3). 現在、J-LISで配布している「個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア」も性別の読み取りが可能となっている。法令等で性別の確認が必要な行政機関や事業者だけが性別を読み取り可能に改修すべきではないか。

(ご回答)

- J-LIS の「個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア」では性別が表示されることを確認しております。